

## 令和 8 年第 7 回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第 5

議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

可決（ 3 ）

### 日程第 6

議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

### 日程第 6

議案第 3 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農  
用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 6 2 ）

## 令和 8 年第 7 回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 7 月 2 8 日（火曜日） 1 日間

2. 場 所 三股町役場 4 階第 1 会議室

時 間 9 時 0 0 分開会

3. 会期日程 7 月 2 8 日（火曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 1 番委員 | 小倉 | 休幸  |
| 2 番委員 | 大脇 | 辰美  |
| 3 番委員 | 松山 | 喜一郎 |
| 4 番委員 | 下石 | 寅男  |
| 5 番委員 | 池脇 | 阿寿紗 |
| 6 番委員 | 内田 | 豊和  |
| 7 番委員 | 溝口 | 良信  |

欠席者 なし

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 主 幹

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和8年第7回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の松山喜一郎さん、4番委員の下石寅男さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第13号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第13号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計7件7筆9,814㎡、うち田が4筆7,046㎡、畑が3筆2,768㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が総会資料2頁55番から58番、機構法による合意解約が総会資料3頁58番から60番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第4、報告第14号農地法第5条の規定による許可書の返戻について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第14号農地法第5条の規定による許可申請の返戻について報告するもので、

合計 2 件 2 筆 492 m<sup>2</sup>、うち田が 1 筆 389 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 103 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、担当職員が説明いたします。

#### 事務局

報告第 1 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の返戻について説明いたします。資料の 5 頁をご覧ください。受付番号 1 番、受付年月日令和 8 年 6 月 3 0 日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字藤尾 1273-2、地目：畑、面積：559 m<sup>2</sup>のうち 103 m<sup>2</sup>です。転用目的は農産物選別、保管加工施設となっており、令和 8 年 4 月に五条の転用許可を受けましたが、建築資材の価格高騰により施設建築が困難になったため、計画が実行出来なくなり、今回許可書の返戻を行うものとなっております。続きまして、受付番号 2 番、受付年月日令和 8 年 7 月 1 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場 40-4、地目：田、現況：畑、面積：389 m<sup>2</sup>です。転用目的は居宅の建築となっており、令和 8 年 2 月に五条の転用許可を受けましたが、売買契約の内容について双方の合意がまとまらなかったため、契約に至らず、今回許可書の返戻を行ったものです。受人の迫氏については、議案 3 5 号の農地法第 5 条の許可申請において受付番号 24 番として新たな申請地にて 5 条申請を行っておりますので後ほどご説明致します。報告については以上です。

#### 議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

#### 議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第 5、議案第 3 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第 3 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 3 件 3 筆 2,879 m<sup>2</sup>、うち田が 1 筆 994 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆 1,885 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

#### 事務局

議案第 3 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料 7 頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号 52 番、受付年月日：令和 8 年 7 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字下水流 59 番、地目：田、面積 994 m<sup>2</sup>、所有権移転（贈与）となっております。受人は、宮村地区にて約 8.5ha の農地を利用して水稻、里芋、生姜を作付けしています。渡人とは親戚関係にあります。受人の農作業歴は 35 年で、労働力は夫と子の 4 名です。農業機械は、トラクター、田植機コンバイン等を所有しています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後

のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（下石 寅男）

受付番号 42 番は 7 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。渡人は相続にて農地を所有したが、耕作しないとの事で〇〇さんに贈与するという案件になります。受人は認定農家であり、旦那さんと長男、次男とで農業経営をしております。機械も全て揃っておりまして、農地も全て耕作されております。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします

事務局

受付番号 53 番、54 番は、それぞれの受人が夫婦であることから関連がありますので、続けてご説明申し上げます。受付番号 53 番、受付年月日：令和 8 年 7 月 10 日、受入：〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇〇〇、申請地 樺山字八谷 1809 番 3、地目：畑、面積 943 m<sup>2</sup>、所有権移転（売買）となっております。つづきまして、受付番号 54 番、受付年月日：令和 8 年 7 月 10 日、受入：〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇〇〇、申請地 樺山字八谷 1809 番 6、地目：畑、面積 942 m<sup>2</sup>、所有権移転（売買）となっております。53 番の受入の〇〇〇〇氏と 54 番の受入の〇〇〇〇氏は夫婦関係にあり、都城市早水町在住で、新規就農にあたっての農地の取得になります。営農計画書の提出があります。受入は、申請農地にて、大根、人参、ほうれん草、玉ねぎなど、季節に応じた露地野菜を栽培する予定で、収穫した野菜は、道の駅や地域の販売所に出荷する予定です。また、将来的にはインターネットを通じて販売する予定です。種や苗、肥料、農薬などは、農協や種苗販売所で購入し、労働力は夫婦と 2 名です。農業機械は、トラクターのリースを予定しています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（大脇 辰美）

受付番号 53 番、54 番は夫婦の申請ですので一緒に説明します。7 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城市早水地区にお住まいで、通作距離 3.6 キロで 10 分程あります。これから新規に農業を始められる予定です。年齢は 66 歳と 67 歳の夫婦です。農機具はトラクターをリースで利用する予定です。農作物は大根、人参、ほうれん草、玉ねぎなどを栽培する予定です。農作業に従事する家族は 2 名です。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 52 番から 54 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 52 番から 54 番の許可について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 6、議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 4 件 5 筆 1,576 m<sup>2</sup>、田が 4 筆 1,144 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 432 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 9 頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 22 番、受付年月日：令和 8 年 7 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字大工原 3165-11、登記地目：田、面積：382 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転となっており、転用目的は一般住宅 1 棟、資金計画は借入になります。こちらの農地につきましては第一種住居専用区域にある農地で、農地法施行規則第 44 条

第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（大脇 辰美）

受付番号22番は7月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は町内に在住で、借家住まいですが、子の成長に伴い現在の借家では手狭になると見込まれることから住宅の建築を決定し土地を探していた所、住環境が良かったため、本申請地に建築を計画し申請するものです。造成及び建物工事等については、近隣住民の生活及び近隣施設利用者に支障がないように、また、付近の作物及び家畜等へ被害が及ばないように工事に取り組みます。土砂の流失防止のため隣地境界にブロック積みを行い、周囲に土砂流失等の被害を及ぼした場合は、早急に対応します。生活雑排水と汚水は南側道路の公共下水道へと接続します。雨水も集水桝を設置し、集水後に南側道路の側溝へと放水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号23番、受付年月日：令和8年7月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字上村4139-19、登記地目：畑、面積：432㎡です。売買による所有権移転となっており、転用目的は一般住宅1棟、資金計画は借入となります。こちらの農地は10ha以上の農地の連単があることから第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当することから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

6番委員（内田 豊和）

受付番号23番は7月25日に第4ブロック委員4名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在都城市の賃貸住宅に居住していますが、世帯人数の増加に伴い手狭となったため、本申請地に新築住宅を建築するものです。周囲にはブロック塀を設置し、土砂の流れを防ぎ、生活雑排水は合併浄

化槽にて処理後、南側既設側溝へ放流いたします。土地には盛土が見受けられ、始末書が添えられております。以上により、立地基準、一般基準を満たすことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 24 番、こちらは報告第 14 号にて許可書返戻をおこなった迫氏の申請となっております。受付年月日：令和 8 年 7 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇、申請地：新馬場 40-7、登記地目：田、面積：388 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転となっており、転用目的は一般住宅 1 棟、資金計画は借入となります。これらの農地につきましては第一種住居専用区域にある農地で、農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 24 番は 7 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。現在、申請地は非耕作となっておりますが、譲受人は令和 8 年 2 月 27 日に隣接する新馬場 40-4 の農地法 5 条の許可を得ていましたが、その後、譲渡人との取得条件で新たな条件が提示された為、今後契約の履行が困難と判断し、売買契約を解除し許可書を返戻しました。今回、隣接する新馬場 40-7 の所有者が譲渡してもよいとの話があり、元々南側道路の土地が欲しいと考えていたところ、妻の実家からも近く、子育てもしやすい事で今回はお互い合意売買についての合意内容を遵守し、契約を履行することの合意ができたことから、申請地に新築住宅を建設するものでございます。生活排水は公共下水道に接続し、雨水については枡を設置し南側側溝へ排水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 25 番、受付年月日：令和 8 年 7 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字中島 259-1 他 1 筆、登記地目：田、面積：374 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転となっており、転用目的は受人が務めている会社の駐車場として貸出すという事で賃貸借露天駐車場となっており、資金計画は自己資金となります。こちらの農地につきましては農地法第 4 条第 6 項第 2 号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第 2 種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（大脇 辰美）

受付番号 25 番は 7 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に従業員として勤務しており、精肉工場の従業員の駐車場が狭く、近辺に駐車場用地を探していた所、地権者の売買契約が成立したので駐車場として整備し、本件土地は会社に駐車場として賃貸する。雨水対策として、敷地南側境界にはブロック塀を設置し、敷地内は砂利敷を敷き、敷地内の雨水は地下浸透により処理するものとし、オーバーフローした雨水は道路側側溝及び敷地に隣接する用悪水路に放水して処理する。万一付近の農地、作物に被害を与えた時は協議の上十分な補償をする。以上により、立地条件、一般基準を満たすことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 22 番と 25 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 22 番と 25 番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7 議案第 36 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第36号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計10件12筆26,740㎡、うち田が8筆23,048㎡、畑が4筆3,692㎡でございます。利用権設定につきまして合計52件84筆96,235㎡、うち田が46筆60,256㎡、畑が38筆35,979㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料12頁45番から13頁54番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料14頁249番から22頁300番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第36号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料12頁45番から13頁54番まで、利用権設定に関する総会資料14頁249番から22頁300番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第36号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。7月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第7回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時